

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、  
同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年3月29日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市中京区壬生 坊城町6番地2 ホテル 鉄筋コンクリート 造8階建て	東京都大田区新蒲 田一丁目7番地4 株式会社 東横イ ン 代表取締役 西田 憲正	平成18年 3月14日	平成18年4月 15日までに、 当該敷地に存 する前記建築 物のうち、 (1)延べ面積の 敷地面積に対 する割合を 10分の50.445 以下にすること。 (2)自動車車庫 の部分とその他 の部分を建築 基準法施行	第9条 第1項

		令第115条の2 の2第1項第一 号に掲げる基 準に適合する 準耐火構造と した壁又は特 定防火設備で 区画すること。	
--	--	--	--

(都市計画局建築指導部監察課)